

新旧対照表

新補助金交付要綱（案）	旧補助金交付要綱
高知県地域共生社会推進事業費補助金交付要綱 第1条～第10条 略 附 則 1～2 略 3 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3号から第6号まで、第8条第3項及び第10条の規定は、同日以後もなおその効力を有する。 附 則 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。	高知県地域共生社会推進事業費補助金交付要綱 第1条～第10条 略 附 則 1～2 略 3 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3号から第6号まで、第8条第3項及び第10条の規定は、同日以後もなおその効力を有する。

新補助金交付要綱（案）

別表第1（第2条、第3条関係）

1 事業内容	2 補助基準額	3 補助対象経費
高知型地域共生社会の実現に向けた社会福祉協議会の総合相談・生活支援機能の強化、地域福祉活動計画に基づく小地域福祉活動及び身近な地域における住民による共助の取組(※)の活性化の実践支援等を目的として行う、次の事業 ・地域福祉のコーディネーター等の人材育成を目的とした研修会等の開催 ・市町村社会福祉協議会への助言、指導又は広域的なコーディネートの実施 (※:身近な地域における住民による共助の取組の例) ・市町村社会福祉協議会の地域福祉活動の活性化のための交流会等の開催及び社協活動の魅力発信 ・課題を抱える者の早期発見 ・気軽に安心して通える居場所の確保 ・課題を複合化・複雑化させないための予防的対処 ・地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくり	知事が必要があると認めた額	補助事業を行うために必要な次の経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）並びに助成金

旧補助金交付要綱

別表第1（第2条、第3条関係）

1 事業内容	2 補助基準額	3 補助対象経費
高知型地域共生社会の実現に向けた社会福祉協議会の総合相談・生活支援機能の強化、地域福祉活動計画に基づく小地域福祉活動及び身近な地域における住民による共助の取組(※)の活性化の実践支援等を目的として行う、次の事業 ・地域福祉のコーディネーター等の人材育成を目的とした研修会等の開催 ・市町村社会福祉協議会への助言 ・指導又は広域的なコーディネートの実施 (※:身近な地域における住民による共助の取組の例) ・市町村社会福祉協議会の地域福祉活動の活性化のための交流会等の開催および活動事例集の制作 ・課題を抱える者の早期発見 ・気軽に安心して通える居場所の確保 ・課題を複合化・複雑化させないための予防的対処 ・地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくり	知事が必要があると認めた額	補助事業を行うために必要な次の経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）並びに助成金

新補助金交付要綱（案）	旧補助金交付要綱
別表第2（第5条、第6条関係） 略 別記 第1～5号様式 略 別紙1～9 略	別表第2（第5条、第6条関係） 略 別記 第1～5号様式 略 別紙1～9 略